

第2章 災害予防計画

津波による災害の発生及び拡大の防災を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び、事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるように努めるものとする。

第1節 住民の心構え

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による津波災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

津波発生時に、市民は、家庭または職場において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の心得

- ア 避難の方法（避難経路、避難場所・避難場等）及び家族との連絡方法、集合場所の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、ホイッスル等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被害状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所・避難所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 事業の継続又は早期再開・復旧
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すると甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、市、国及び道の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、市の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、市、国及び道は、護岸・防潮堤等の施設整備を図るものとし、ソフト対策として市は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り市が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

(1) 津波等災害予防施設の整備

市、国及び道は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

ア 海岸保全対策

高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

イ 港湾及び漁港整備事業

(ア) 港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(イ) 漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(ウ) 津波避難施設及び避難誘導施設の配置により、迅速かつ安全な避難経路が確保できる整備事業を

施する。

(エ) 津波災害による経済行動不能期間を短縮するための施設整備事業を実施する。

(オ) 船舶の迅速な避難のため、港湾・漁港の係留施設の整備事業を実施する。

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア 伝達手段の確保

住民に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、市防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

イ 伝達協力体制の確保

沿岸部に多数の出入が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

ウ 訓練の実施

地域住民に対し講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

また、沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

(3) 津波警戒の周知徹底

市、道及び防災関係機関は、広報紙等を活用して津波警戒に関する周知徹底を図る。

ア 周知を図る事項

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

(イ) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。

(ウ) 津波の第一波は、引き波だけではなく、押し波から始まることもある。

(エ) 津波は、第二波・第三波などの継続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。

(オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。

(カ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。

(キ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

(ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

(ケ) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線などを通じて入手する。

(コ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

(サ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を

ゆるめない。

イ 船舶関係者に対し、周知を図る事項

(ア) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

(イ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

(ウ) 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

(4) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

(5) 建築物の安全化

ア 市及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

イ 市、国及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

ウ 市、国及び道は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

エ 市及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

オ 市、道及び防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震対策を推進する。

(6) 主要交通の強化

市、道及び防災関係機関は、津波からの避難のため、避難路となる主要な道路、橋梁や港湾、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(7) 通信機能の強化

市、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化

に努めるものとする。

(8) ライフライン施設等の機能の確保

ア 市、道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ 市、道及び防災関係機関等においては、自らが保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(9) 災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、津波などが発生した場合に備え、災害応急活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

(10) 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

津波災害警戒区域内に所在する防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）については、次のとおり。

なお、当該施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を市に報告しなければならない。

(令和7年2月現在)

No.	施設区分	名称	所在地	備考
1	児童福祉施設	根室市立はばまい保育所 (歯舞地区保育センターみさき保育園)	歯舞3丁目15番地	
2	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	根室市歯舞会館 (歯舞総合コミュニティセンターあさひ)	歯舞3丁目35番地	歯舞児童教室
3	診療所	根室市立歯舞診療所	歯舞4丁目40番地	
4	診療所	根室市立歯舞歯科診療所	歯舞4丁目40番地	
5	病院	トキワ医院	常盤町2丁目4番地	

第3節 津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画

津波災害を予防し、又はその拡大の防止を図るため、防災関係職員に対して津波防災に関する教育、研修を行うとともに、一般住民に対して津波防災知識の普及を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に務める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、災害時用援護者に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 職員等に対する防災教育

市及び防災関係機関は、職員に対し、津波災害時における応急活動の円滑な活動を期するため、防災に関する組織、制度、対策について講習会、研修会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配布

(2) 教育の内容

- ア 根室市地域防災計画（地震防災計画編、津波防災計画編）及び同計画による各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 津波が発生した場合に具体的にとるべき行動と果たすべき役割
- オ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- キ その他必要な事項

2 一般住民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 自動車運転時の心得

- ク 救助・救護に関する事項
- ケ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- コ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- サ 要配慮者への配慮
- シ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ス 応急手当、近隣の人々と協力して行う救助活動、防災上とるべき行動に関する知識
- セ その他必要な事項

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の活用
- イ インターネット、SNSの活用
- ウ 市広報紙の活用
- エ 映画、ビデオ、スライド等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- (3) 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

3 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

4 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

5 災害教訓の伝承

住民は自らの災害教訓の伝承に努めるものとし、市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

市は及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、自主防災組織や町会など一般住民との連携を図り、協働で訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 根室市防災会議が行う訓練及び地域防災訓練

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。

また、訓練の実施終了後においては、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練をはじめ、地域単位でおこなう防災訓練についても、地域住民と市、防災関係機関が一体となった訓練を実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合防災訓練を実施する。

(2) 災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

(3) 地域避難訓練

住民が主体となった地域単位での防災訓練を実施する。

3 訓練項目

市及び防災関係機関は、総合防災訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

(1) 情報通信訓練

(2) 広報訓練

(3) 指揮統制訓練

(4) 火災防衛訓練

(5) 緊急輸送訓練

(6) 公共施設復旧訓練

(7) 避難訓練

- (8) 救出救護訓練
- (9) 警備・交通規制訓練
- (10) 炊き出し、給水訓練
- (11) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- (12) 職員の非常招集、配置訓練等

4 相互応援協定に基づく訓練

市、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を行うものとする。

5 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

6 訓練の実施

津波防災避難訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、地震発生に伴う火災の発生、家屋の倒壊など、複合的に発生する災害を想定した訓練を実施するものとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

(1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

(2) 市及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備拡充を図るとともに、市は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、津波災害発生時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 市

ア 市は道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 道

ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

(3) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 市、道及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第7節 自主防災組織等の育成等に関する計画

地震、津波等の災害発生時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなど防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策は震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達が守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行なわれるよう協力体制の確立を図る。

また、市長は、自主防災組織の普及のため、出前講座等をはじめとした啓発を行うとともに、自主防災組織のリーダー育成に努めるとともに、女性の参画に配慮し、女性リーダーの育成についても努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。(別記1「自主防災組織構成例」のとおり)

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを推進するものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会、研修会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

オ 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の状況把握

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 災害時における地域住民への情報伝達、市等防災関係機関への連絡要請行動

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会など地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救難物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救難物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救難物資の配布活動に協力する。

(3) 援護活動

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害時には、有線電話の途絶が想定されるため、避難行動要支援者の保護、安全確認については、市及び民生（児童）委員との連携による町会又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

ウ 避難誘導援護

5 推進方法

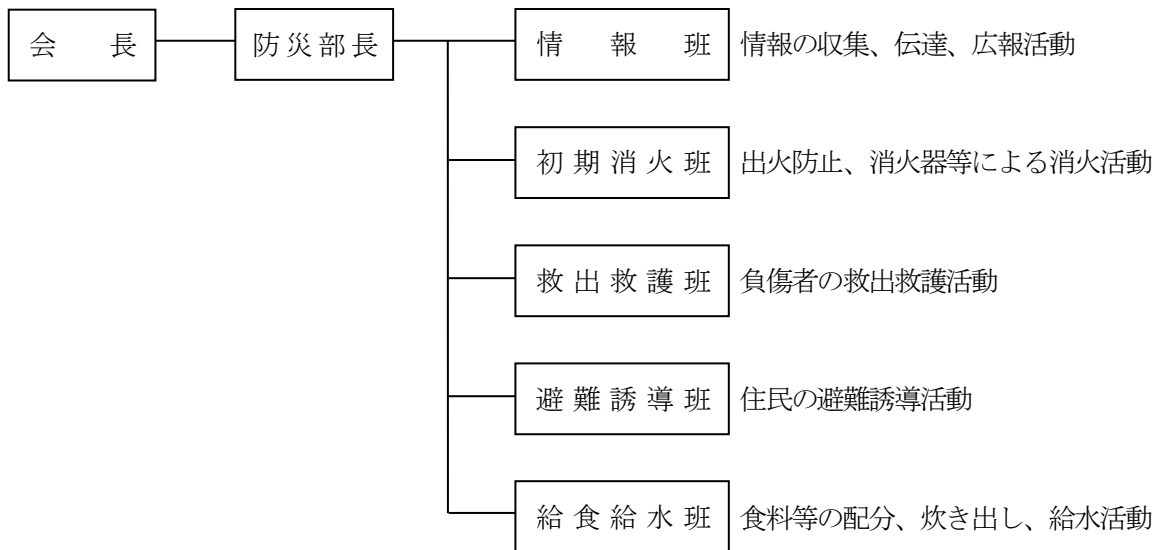
(1) 町会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を説明し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

(2) 自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、市は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記1

自主防災組織構成例



第8節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 市及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ促すものとする。
- (7) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 異常な現象の種類

崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波

イ 指定基準

(ア) 管理条件

居住者等に開放され、居住者等受入用部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと。

(イ) 立地条件

安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがないと認められる土地の区域）にあること。（地震を除く。）

(ウ) 構造条件

a 異常な現象によって生ずる水圧、波力、振動衝撃等が作用する力によって、損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること。（地震除く）

b 想定水位以上の高さに避難する居住者等を受け入れ部分があり、かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。（地震等を除く）

(エ) 地震を対象とする指定基準（立地条件、構造条件）

a 当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作等がないこと。

b 施設の構造が「新耐震基準」に適合すること。

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や、地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 市は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。

- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- オ 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

- (7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 待避所の確保等

(1) 市は、指定避難所の基準に適合せず指定避難所として指定しない公共施設のうち、状況により必要に応じて臨時的に開設する施設を待避所として指定する。

待避所とは、大雨、高潮、高波などで災害が小規模又は局地的な場合や、暴風雪、停電、火災発生時などの一時待避、又は指定避難所を補完する場合などに必要に応じて開設するものとし、また、避難指示等を発令した場合は状況に応じて臨時避難所として開設するものとする。

指定にあたっては、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、指定緊急避難場所の基準を準用して異常な現象の種類ごとに指定するものとする。

また、待避所については、災害の種別に応じて指定していることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 待避所の管理者は、廃止、改築等により当該待避所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(3) 市長は、当該待避所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、待避所の指定を取り消すものとする。

5 根室市における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 根室市等の避難計画

市等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針を示し、市は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるもの

とする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）住民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

（ア）防災行政無線等による周知

（イ）緊急速報メールによる周知

（ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（エ）避難誘導者による現地広報

（オ）住民組織を通じた広報

（4）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

（1）学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

- イ 避難の経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、市及び道は、相互に連携しつつ、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

8 指定緊急避難場所、指定避難所及び待避所一覧

【別冊】資料編の「指定緊急避難場所等一覧」のとおり。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

津波災害発生時における要配慮者の安全確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生（児童）委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、あらかじめその実態を把握しておく。

また、市が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事、その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 要介護認定者 … 介護保険の要介護認定で、要介護3以上である者
- b 身体障がい者 … 身体障がい者手帳（1～2級）の交付を受けている者
- c 知的障がい者 … 療育手帳の交付を受け、程度区分がAである者
- d 精神障がい者 … 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- e 疾病等により一時的に支援が必要な者
- f 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上高齢者のみの世帯
- g 前5号のほか、要支援者として市長が認める者

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報

a 名簿作成に必要な個人情報

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(ア) 避難支援等関係者となる者

- a 消防機関
- b 根室警察署
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織及び町内会
- f 前各号のほか、避難支援等関係者として市長が認める者

(イ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の項目について指導する。また、名簿は健康福祉部介護福祉課に備え、適正な情報管理を行う。

- a 自主防災組織及び町内会への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
- b 避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する受領書を市長に提出しなければならない。
- c 避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。なお、万が一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- d 市長の許可なく名簿情報を複製してはならない。
- e 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

エ 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害

時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、個別避難計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者名簿の作成に利用した個人情報のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 前項目のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

キ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ク 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

(2) 道の対策

道は、市及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時か

ら要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

市の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

(3) 社会福祉施設の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市及び消防機関との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市及び消防機関の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

市及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第10節 火災予防計画

津波に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、津波時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 津波による火災の可能性

平成5年の北海道南西沖地震や平成23年の東北地方太平洋沖地震など、大地震による津波により火災が発生したことが確認されている。

津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、海上に流出した油や、引火して流れる家やがれき、車などにより広範囲で延焼するなど大規模災害になる可能性が高い。

地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障ともなることから、出火防止はもとより、火災の延焼防止のため、津波発生時の引火に対する予防対策を講じるものとする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が重要であるので、市及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱いを指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防活動及び防火フェスティバル等を実施し、映画会、講演会の開催、防火チラシ等の防火資料の配布などを行ない、防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、自主防災組織や婦人防火クラブ等の設置及び育成を図る。

ウ ホテルや病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施や適正な維持管理の指導を強化する。

エ 危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

3 予防査察の強化指導

根室市消防署は、消防法に規定する立ち入り検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生の危険排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

(1) 消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

- (3) 特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して、災害時における火災予防対策の万全な指導を図る。

4 消防力の整備

近年の産業、経済発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市及び消防機関は消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

また、市の消防力を理解し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたてるものとする。

5 消防計画の整備強化

市及び消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する地理、火災危険区域等の調査
- (3) 査察その他の予防指導
- (4) その他火災を予防するための措置

第11節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このことから、積雪・寒冷対策を推進による災害の軽減に関する計画は、次のとおりである。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除排雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市道の除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

防災関係機関は、地震による道路交通のマヒにより、孤立する集落の発生が予測されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア 緊急ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

ア 根室市

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

イ 北海道

道は、市における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料など、積雪期を想定した備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

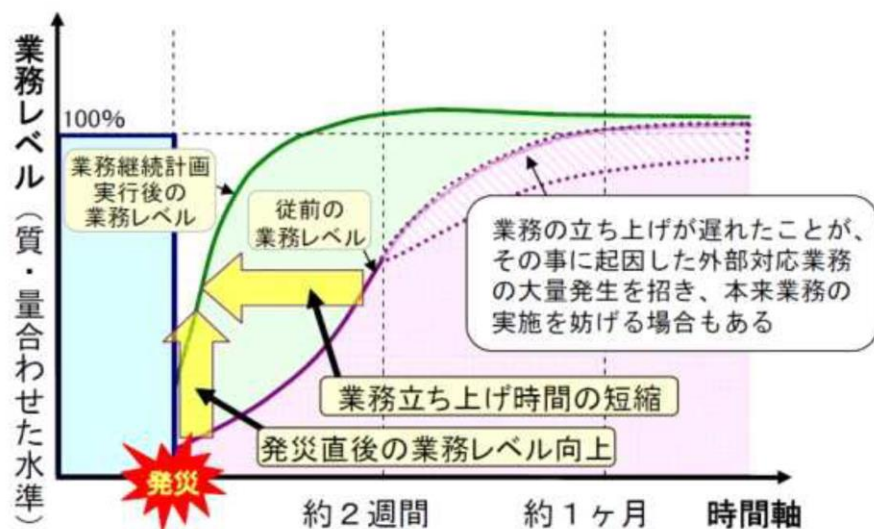
第12節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



(出典：北海道地域防災計画)

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 根室市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。

第13節 複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

